

大雪地区広域連合職員の育児休業等に関する条例

平成15年9月3日

条例第20号

改正 平成21年3月27日 条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の育児休業等について必要な事項を定めるものとする。

(育児休業等)

第2条 職員の育児休業等については、東川町職員の例による。

附 則

- 1 この条例は、平成15年9月3日から施行する。
- 2 美瑛町及び東神楽町から派遣されている職員については、派遣元の町職員の例による。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月27日条例第3号）

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。